

○大仙市建築計画概要書等閲覧規程

平成22年2月1日

告示第141-1号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「図書」という。）の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 図書の閲覧場所は、建設部建築住宅課分室とする。

(閲覧時間)

第3条 図書の閲覧時間は、大仙市の執務時間を定める規則（平成17年大仙市規則第5号）に規定する執務時間とする。

2 市長は、図書の整理その他必要があると認める場合は、前項の閲覧時間を変更することができる。

(閲覧場所外への持出しの禁止)

第4条 図書を閲覧する者は、当該図書を閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、図書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示に違反し、若しくは職員の指示に従わず、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 図書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。